

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金 (調整給付金(不足額給付分))のご案内

調整給付金(不足額給付分)とは？

令和6年度に定額減税しきれないと見込まれた方に対して、当該定額減税を補足する形で「調整給付金」を支給しましたが、以下の対象者に対して、調整給付金の支給額に不足が生じる場合等に、追加で給付を行うものです。

対象者・給付額

【Ⅰ】当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その**差額を支給**。

- ＜例＞
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方
 - こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

【Ⅱ】次の全ての要件を満たす方

- ・ 令和6年所得税額と令和6年度分住民税所得割額のいずれも定額減税前税額がゼロ(本人として定額減税の対象外である方)で、税制度上「扶養親族」の対象外
- ・ 低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

Ⅱの対象者の方に1人当たり原則4万円(定額)を支給。

※令和6年1月1日時点の国外居住者は3万円

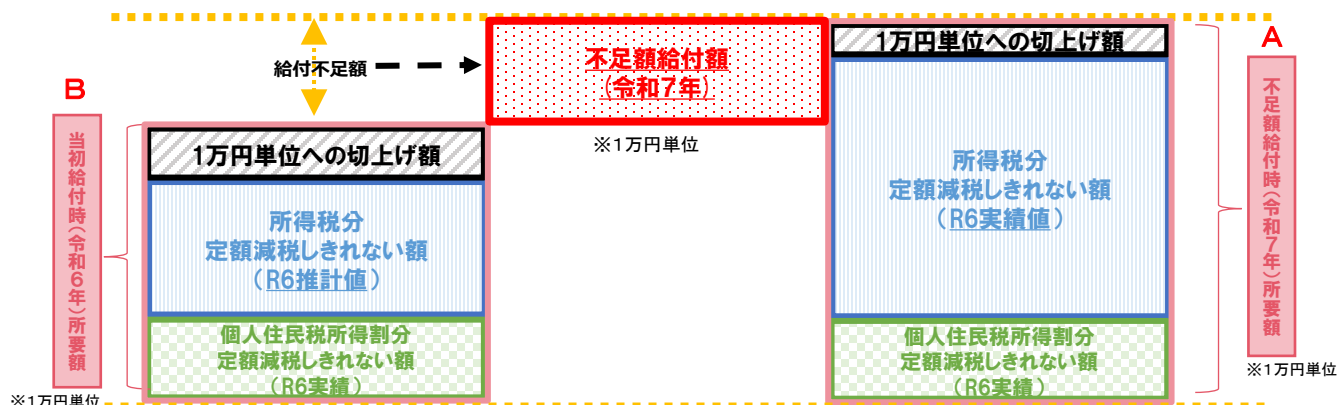
- ＜例＞ ○青色事業専従者、事業専従者(白色)の方 ○合計所得金額48万円超の方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金} \\ \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位

【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

下記の対象者の方には湯河原町から案内書類をお届けします。

【Ⅰ】令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1)令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が**同じ場合**

(2)令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により**異なる場合**

・令和6年中に湯河原町に転入し、令和7年1月1日時点で湯河原町に住民登録がある方であって給付対象となる方

【Ⅱ】以下のいずれの要件も満たす方
※地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合も対象となります

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

公金受取口座のご登録等のある方※

公金受取口座のご登録等のない方

- 対象者の方には、**確認書**が届きます。給付金を受け取るには、**確認書の返信が必要**です。
 - 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類・口座確認書類等と一緒にご返信ください。
- ⇒ 審査のうえ、順次、給付金を口座振込いたします。

対象者の方には、「**支給のお知らせ**」が届きます。

- 書類に記載の**支給口座に相違がなければお手続き不要**です。後日、支給口座に給付金を支給します。

- 書類に記載の**支給口座に相違がある場合は、お問合せ先までご連絡ください。**

※公金受取口座のご登録のある方、又は令和6年度に調整給付金を町から受け取られた方

転入者の方へ

令和6年1月2日以降転入者につきましては、原則、町が転入前の市区町村に課税情報等の確認を行っていますが、確認に相当の時間を要する又は課税情報の把握が困難な人などについては、町で給付金対象者として把握できない可能性があります。

支給要件を満たしているが確認書が届かないという方は、給付金を受け取るための申請をご自身で行っていただく必要がありますので、地域政策課までお問合せください。支給要件に該当すると考えられる場合、申請書を送付いたします。

お問い合わせ先

不足額給付金全般に関する窓口 地域政策課 企画係 **0465-63-2111（内線236）**
不足額給付金の算定内容に関する窓口 税務収納課 課税係 **0465-63-2111（内線261～263）**
受付時間 8:30～17:15（土日祝、12/29～1/3を除く）

※詳しくは、湯河原町ホームページをご覧ください。

湯河原町 調整給付金

検索

(<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/17/22763.html>)

湯河原町 不足額給付金

検索

(<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/17/25718.html>)

調整給付金



不足額給付金

